

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護 特別養護老人ホームるべしべ希楽苑 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定 第0175000140号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	6
5. 苦情の受付について	8
6. 緊急時の対応方法	8
7. 非常災害対策	8
8. 事故発生時の対応	9
9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について.....	9
10. 衛生管理等について.....	9
11. 虐待の防止のための措置に関する事項について.....	10

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 北陽会
(2) 法人所在地 北海道北見市留辺蘂町栄町127番地21
(3) 電話番号 0157-42-3342
(4) 代表者氏名 理事長 小野 寺 栄 司
(5) 設立年月 昭和48年3月30日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所
平成12年4月1日指定 北海道 0175000140号
※当事業所は特別養護老人ホームるべしべ希楽苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 社会福祉法人北陽会が行う指定介護老人福祉事業所は、介護保健法に基づき、要介護状態又は要支援状態にある高齢者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように適正な指定介護老人福祉事業サービスを提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム るべしべ希楽苑
- (4) 事業所の所在地 北海道北見市留辺蘂町上町143番地1
- (5) 電話番号 0157-42-2223
- (6) 事業所長（管理者）氏名 鶴野 真 司
- (7) 当事業所の運営方針 要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。
- (8) 開設年月 平成3年4月1日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8：45～17：15

- (10) 利用定員 10人
- (11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）（※各事業所における居室の決定方法を説明）

居室・設備の種類	室数	備考	
個室（1人部屋）	2室	19.25㎡	
個室（1人部屋）	1室	12.375㎡	
個室（1人部屋）	1室	18.85㎡	
2人部屋	1室	22.275㎡	
2人部屋	2室	62.08㎡	
合計	7室		
食堂	1室	87.00㎡	
機能訓練室	1室	29.00㎡	
浴室	2室	一般浴室	40.05㎡
		機械浴・特殊浴槽	36.00㎡
医務室	1室	15.75㎡	
静養室	1室	16.20㎡	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護サービスに必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項（※トイレの場所（居室内、居室外）等）

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準
1. 管理者（施設長）	常勤兼務 1名
2. 医師	非常勤、嘱託 1名以上
3. 生活相談員	常勤専従 1名以上
4. 看護職員	常勤兼務、非常勤兼務 2名以上
5. 介護職員	常勤専従 必要以上
6. 栄養士又は管理栄養士	常勤専従 1名以上
7. 機能訓練指導員	看護師と兼務 2名以上
8. 介護支援専門員	常勤専従 1名以上
○必要に応じて定数を超えた職員を配置する場合があります。	

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火・金曜日 13:00～14:30
2. 介護職員	早番 A 6:30～16:00 B 7:30～17:00 日勤 A 9:00～18:30 B 9:00～18:30 遅番 9:30～18:30 夜勤 16:00～10:00
3. 生活相談員/介護支援専門員	8:45～17:45
4. 看護職員	8:00～17:00 9:30～18:30
3. 機能訓練指導員	9:30～17:00

☆ 行事等の場合は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金から介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合を差引いた額が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞（契約書第7条参照）

別紙の利用料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

①要介護度とサービス利用料金

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

②送迎サービスと利用料金

☆ケアマネージャーが必要と認めた場合、居宅サービス計画書に基づいて送迎サービスを利用できます。通常の送迎の実施地域は留辺蘂自治区内となります。実施地域外の送迎につきましては、送迎加算に加えて別表に定めた費用を自己負担していただきます。また、病院から施設及び施設間の送迎につきましても自己負担となります。

③医師の食事せんに基づく療養食を提供した場合の加算料金

☆これらのサービス利用に係る自己負担額は、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合となります。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 8 : 15 ~ 9 : 15

昼食 12 : 15 ~ 13 : 15

夕食 17 : 30 ~ 18 : 30

・②食費 (別紙のとおり)

・③滞在費 (別紙のとおり)

④特別な食事 (酒を含みます。)

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

⑤理髪

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃)をご利用いただけます。

利用料金：別紙のとおり

⑥貴重品の管理

ご希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○短期入所生活介護サービス利用期間中における経費(例、自動販売機、移動売店での買物等)

○お預かりするもの：上記に必要と思われる小額な現金

○保管管理者：施設長

○保管方法：事務室内の金庫又は鍵付き書棚にてサービス利用期間中厳重に保管いたします。

利用料金：無料

⑦レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。なお、利用料金として材料代等の実費をいただくことがあります。

⑧複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円（両面コピーは20円）

⑨日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑩日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 自動引落（下記のいずれかの金融機関となります。） ゆうちょ銀行 北見信用金庫
イ. 下記指定口座への振り込み 口座番号 北見信用金庫 留辺蘂支店 普通預金0537007 口座名義 特別養護老人ホームるべしべ希楽苑 施設長 鶴野真司
ウ. 事業所の窓口でのお支払い（やむを得ない事情でアとイのいずれも不可能な場合）

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
----------------------	----

利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	円 (食費負担相当額)
-----------------------	----------------

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）[介護支援専門員]

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9：00～17：00

（2）行政機関その他苦情受付機関

北見市介護福祉課	所在地 北海道北見市大通西 2 丁目 まちきた大通ビル 電話番号 0157-25-1144 受付時間 8：45から17：15
北見市留辺薬総合支所 保健福祉課地域福祉係	所在地 北海道北見市留辺薬町上町 6 1 番地 1 電話番号 0157-42-2425 受付時間 8：45から17：15
北海道 国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南 2 条西 1 4 丁目 電話番号 011-231-5161（代表）内線 6111 受付時間 9：00～17：00

社会福祉法で苦情解決を定める北海道福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。この委員会は北海道内の福祉サービス利用者からの不満・要望・苦情の解決にあたります。

北海道福祉サービス運営適正化委員会

所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 かでる 2・7 3F

電話番号 (011) 204-6310

6. 緊急時の対応方法

事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕従業者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を行っているときにご利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関

への連絡を行う等の必要な措置を講ずることともに、管理者に報告します。

事業所は、ご利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとします。

7. 非常災害対策について

事業所は、災害防止とご利用者の安全を図るため別に定める防災に関する規程に基づき、常に利用者の安全確保に努めます。

事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

事業所は、非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

- ・ 防災時の対応 デイサービスセンターと連携
- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火栓
- ・ 防災訓練 必要に応じて実施
- ・ 防火責任者 施設長 鶴野真司

8. 事故発生時の対応

施設サービスの提供により事故が、発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

10. 衛生管理等について

事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置

を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

事業所は、感染症の発生時において、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 1. 虐待の防止・身体拘束適正化のための措置に関する事項について

事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

(1) 虐待防止・身体拘束廃止委員会を年3回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止・身体拘束適正化のための指針を整備します。

(3) 虐待防止・身体拘束適正化を行うための定期的な研修を実施します。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護
特別養護老人ホームるべしべ希楽苑

職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所 _____

(電話番号 _____)

氏 名 _____ 印

身元引受人及び成年後見人等

住 所 _____

(電話番号 _____)

氏 名 _____ 印

利用者との関係 _____

※身元引受人については同居の親族または2親等以内の親族とする。

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階
- (2) 建物の延べ床面積 2, 176.05㎡
- (3) 事業所の周辺環境 大雪山系のふもと、東側に位置する自然に囲まれた環境で、無加川の傍らにあります。施設の居室・デイルームについては全室南側に設置されており日当たりは十分確保されています。

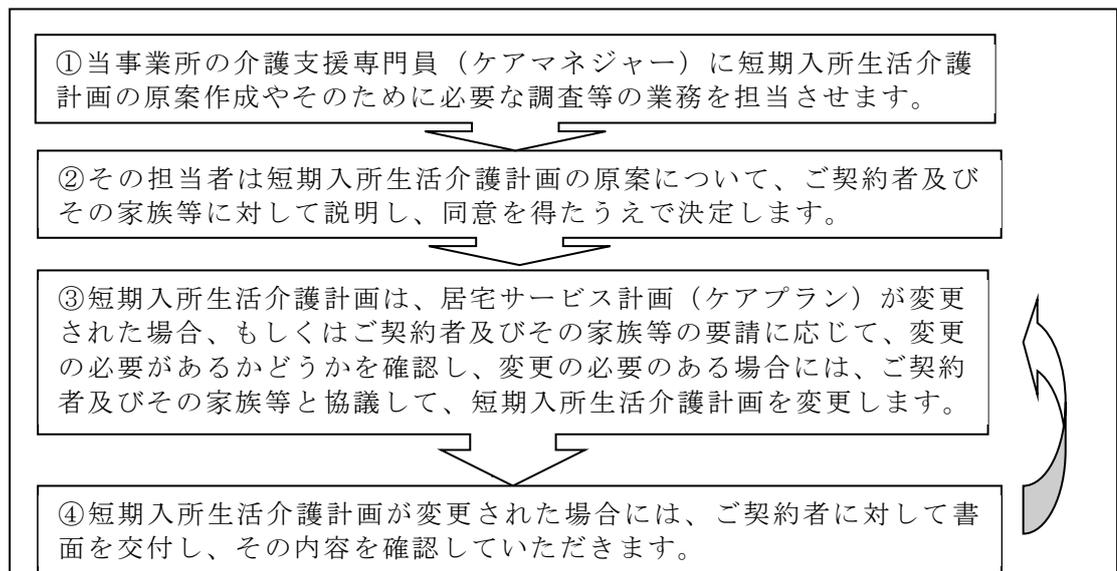
2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- 介護職員**… ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。
- 生活相談員**… ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。
- 看護職員**… 主にご契約者の健康管理や療養上のお世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。
2名の看護職員を配置しています。
- 機能訓練指導員**… ご契約者の機能訓練を担当します。
機能訓練指導員（看護職員 兼務）を配置しています。
- 医師**… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の嘱託医師を配置（非常勤）しています。
- 介護支援専門員**… ご契約者に係るサービス計画（ケアプラン）を作成します。
1名の介護支援専門員を配置しています。
- 栄養士又は管理栄養士**… ご契約者に係る栄養管理を担当します。

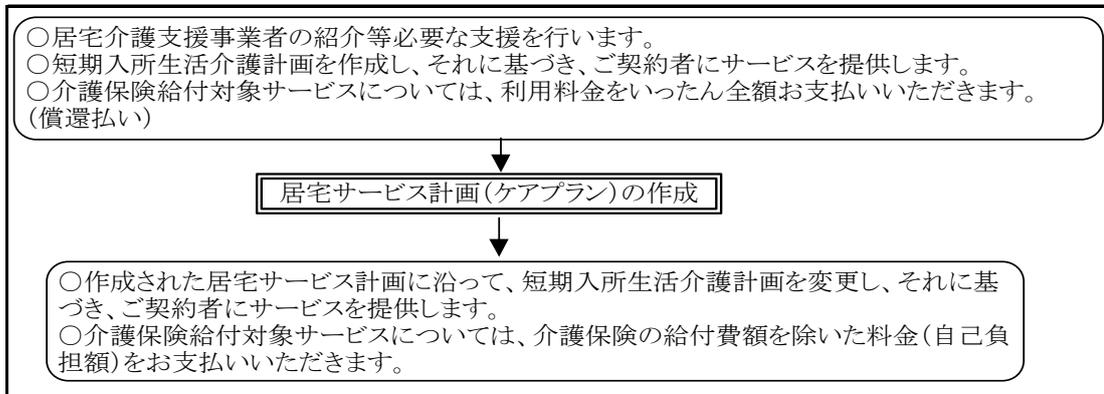
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

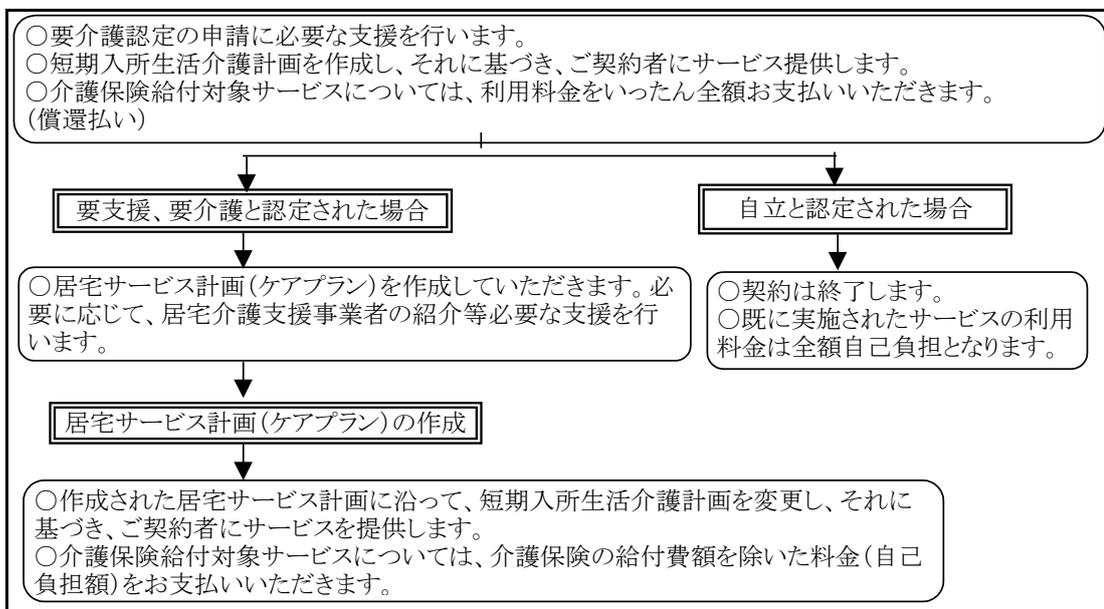


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合

その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

発火の恐れのある物品、刃物、その他の危険物

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	おのでら医院	北見循環器クリニック
所在地	北見市留辺薬町栄町 84 番地 1	北見市東三輪 3 丁目 1 7 番地 1
診療科	内科、外科、皮膚科	内科、循環器科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	竹村歯科クリニック
所在地	北見市留辺薬町東町 15 番地

6. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 16 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。